

電気代高騰が長期化する中、県内の特別高圧を使用する
中小企業者（商業施設やオフィスビル）の電気代の
一部を支援します！

神奈川県特別高圧受電者 支援給付金のご案内

申請受付期間

令和6年5月8日(水)～7月31日(水)

対象事業者

特別高圧により受電する神奈川県の中企業者等
(商業施設やオフィスビルに入居して、当該電力を
使用しその費用を負担している事業者)

詳細は神奈川県特別高圧受電者支援給付金特設サイトをご確認ください。

<https://kanagawa-tokubetsukoatsu.pref.kanagawa.jp/>



給付額

1事業所につき、10万円（支給対象期間：令和6年1月～3月使用分）

本支援金の申請・要件等についてご不明な点がございましたら、コールセンターまでご連絡ください。

神奈川県特別高圧受電者支援給付金コールセンター

☎ **050-3310-5916**

令和6年4月15日(月)～10月31日(木)

【平日9:00～19:00】土日祝日を除く



お
問
合
せ

神奈川県特別高圧受電者支援給付金特設サイト

 <https://kanagawa-tokubetsukoatsu.pref.kanagawa.jp/>

裏面もチェック!

支援対象事業者

- ・神奈川県内に事業所（テナント）がある事業者
- ・特別高圧により受電する神奈川県内の商業施設やオフィスビルに入居して、当該電力を使用し、その費用を負担している事業所であること
- ・みなし大企業を除く中小企業等であること

中小企業者の要件(次のいずれかを満たしていること)		
業 者	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種(②～④除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下
④小卸業	5000万円以下	50人以下

本給付金における、みなし大企業等とは、次のいずれかに該当するものとします。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の2分の1以上を同一の大企業が直接又は間接に所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の3分の2以上を直接又は間接に大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
 - エ 給付金申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業等
- ・国及び他の地方公共団体が行う、本給付金と同時期及び同一事業所に対する電気料金の補助を申請及び受給していないこと
 - ・神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、関与しないこと

入居している施設が特別高圧を受電・使用しているか分からない場合はサイトの中の「**神奈川県特別高圧受電施設リスト**」をご確認ください。

申請方法

パソコンで次のURLから申請いただけます。

神奈川県特別高圧受電者支援給付金特設サイト

URL：<https://kanagawa-tokubetsukoatsu.pref.kanagawa.jp/>



支援対象者要件や申請書類等を必ずご確認くださいの上、申請してください。

特別高圧受電施設管理者さま

本支援は、国の電気代援助を受けていない特別高圧受電施設に入居するテナントの負担軽減のため実施します。

支援金の交付には、施設管理者による「特別高圧受電施設である証明」が必要になりますので、ご協力をお願いいたします。

※ご協力をいただける施設管理者さまは、コールセンター☎050-3310-5916までご連絡ください。